



|            |   |
|------------|---|
| 開 会        |   |
| 委 員 長      | <p>出席委員が定足数に達していますので、平成22年第6回大崎市教育委員会臨時会は成立いたしました。<br/>これから会議を開きます。</p>   |
| 会議録署名委員の指名 |   |
| 委 員 長      | <p>本日の会議録署名委員を指名いたします。<br/>戸島委員にお願いします。</p>   |
| 議 案 審 議    |   |
| 委 員 長      | <p>次に議事に入ります。<br/>本日の議題を上程いたします。<br/>初めに、日程第1 議案第32号 教科用図書の採択についてを議題といたします。<br/>星参事より説明願います。</p>  |
| 星 参 事      | <p>議案第32号 教科用図書の採択につきまして、ご説明いたします。<br/>教科用図書の採択につきましては、本来ですと審議会を設置して協議をすべきところですが、大崎市としましてはミニ採択の形をとります。<br/>これは、教育委員の皆様実際に教科書を手に取っていただきながら、各学校からの調査資料とアンケート調査の結果を参考にして採択教科書のご審議をいただくものです。<br/>今回の審議結果をもとに、7月15日に開催されます大崎地区採択協議会に、大崎市としての希望を具申してまいります。<br/>まず、教科用図書採択のスケジュールにつきまして、ご説明いたします。<br/>6月18日から7月4日まで2週間の日程で、市内で教科書展示会を開催し、学校の教職員をはじめ一般の方々からアンケートによりご意見をいただき、それを集約いたしました。<br/>大崎地区採択協議会は7月15日に開催され、大崎地区としての共同採択教科書が決定し、7月22日の選定委員会において、採択結果と経過報告を行うことになっております。<br/>次に、採択の基準について、ご説明いたします。<br/>大崎地区の教科用図書採択協議会選定委員会における教科用図書の採択基準は、4つの観点から構成されております。<br/>一つ目は、内容に関すること。<br/>二つ目は、組織と配列に関すること。<br/>三つ目は、学習と指導に関すること。<br/>四つ目は、表現と指導に関することです。<br/>また、四つの観点それぞれに具体項目が5点ずつ、計20項目からの評価となっております。<br/>この評価項目により、各学校に希望資料を提出していただきました。<br/>第1希望とする教科書会社を挙げていただき、その集計結果の一覧を資料の7ページに示してございます。</p> |

|                   |   |
|-------------------|---|
|                   | <p>特に希望の多い教科書として挙げられたものを集約しましたものを、資料の1ページから3ページに示してございます。</p> <p>また、各展示会場からのアンケート調査の結果につきましては、資料の4ページから6ページに示してございます。</p> <p>以上をご参考にしていただき、大崎市としての採択希望についてご審議をいただきたく、お願い申し上げます。</p> |
| <p>委員 長</p>       | <p>ただいま、教科用図書と学校教育法附則第9条の規定による図書について説明がありましたが、初めに教科用図書について審議したいと思います。ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。</p>  |
| <p>委員 長</p>       | <p>確認しますが、中学校の教科書は新しくならないのですね。</p>  |
| <p>星 参 事</p>      | <p>中学校図書は、来年度に採択の予定です。</p>  |
| <p>委員 長</p>       | <p>これらの図書はとてもカラフルで、きれいですね。</p>  |
| <p>星 参 事</p>      | <p>最近の教科書の傾向としては、資料を多用しているようです。</p>   |
| <p>戸 島 委 員</p>    | <p>一人の先生が全ての科目を教えるので、出版会社もそろっているほうがよいと思います。現場の先生方が希望したものを選んでよいのではないですか。</p>   |
| <p>委員 長</p>       | <p>現場の声を尊重すべきとの意見がございます。現場の声を集約したものを提案されているようですので、このとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>   |
| <p>委員 長</p>       | <p>ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。</p>  |
| <p>委員 長</p>       | <p>次に、学校教育法附則第9条の規定による図書について審議いたします。質疑はありませんか。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>  |
| <p>委員 長</p>       | <p>質疑がなければ、ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。</p>  |
| <p>委員 長</p>       | <p>以上で、本日の教育委員会臨時会を終了します。</p>   |
| <p><b>閉 会</b></p> | <p>この会議録の作成者は次のとおりである。</p> <p>教育総務課 総務担当 主幹兼係長 三浦 利之</p> <p>上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。</p>   |

平成 年 月 日

委員長

---

署名委員

---